

梅雨期及び台風期における国営土地改良事業等により造成された土地改良施設に係る安全管理の強化について

[令和3年5月24日 3農振第534号]

地方農政局農村振興部長
農村振興局整備部水資源課長から 内閣府沖縄総合事務局農林水産部長 } あて
国土交通省北海道開発局農業水産部長 }
北海道農政部農村振興局長 }

このことについて、別添写し「梅雨期及び台風期における防災態勢の強化について」（令和3年5月21日付け中防災第29号中央防災会議会長通知）により、台風や大雨による災害の防止対策等に係る留意事項及び指導の徹底が通知されたところである。

貴職におかれては、従来より国営土地改良事業等により造成された土地改良施設の安全管理に係る指導等を実施しているところであるが、台風や大雨による大規模な災害が多発するおそれのある時期に入ったことから、土地改良施設に係る安全管理の強化について、前記通知の主旨を踏まえ、下記により万全の措置を講じるよう改めて関係機関等を御指導願いたい。

また、台風や大雨時においては、増水した水路へ転落するおそれがあり危険であることから、土地改良施設の点検等に従事する者の安全確保を徹底するよう関係機関等を御指導願いたい。

さらに、土地改良施設に係る事故等が発生した場合は、各種情報の迅速な収集及び対応が図られるよう、関係機関等との連絡体制の強化を図られたい。

なお、現在も、新型コロナウイルスの感染拡大防止への対応が急務な状況にあるため、本通知に基づく各取組の実施に当たっては、当面、関係機関等の実情に応じた範囲・方法により実施することとされたい。

記

第1 国営土地改良事業によって造成された土地改良施設の安全管理について

1 管理体制の確保及び強化

地方農政局（北海道にあっては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局。以下同じ。）の土地改良施設管理関係部署（以下「管理関係部署」という。）は、以下の各事項について、管理者（土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第85条の規定による申請に基づき国が管理している土地改良施設にあっては、地方農政局土地改良調査管理事務所又は北海道開発局開発建設部の管理所、法第94条の6第1項の規定によりその管理を委託した場合は、管理受託者をいう。以下同じ。）への指導等を行うものとする。

(1) 関係法令等の遵守

土地改良施設の管理に当たっては、土地改良法、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）、土地改良財産取扱規則（昭和34年農林省訓令第23号）、「土地改良財産の管理及び処分に関する基本通知について」（昭和60年4月1日付け60構改B第499号農林水産省構造改善局長通知）、その他関係法令等を遵守すること。

(2) 土地改良施設の管理状況の把握等

ア 管理関係部署は、土地改良施設の管理の状況を十分に把握するとともに、管理者に対しあらゆる機会を活用して土地改良施設が安全に管理されるよう啓発及び指導の徹底を図ること。

イ 管理関係部署は、土地改良施設の管理の状況に関して、必要があると認められるときは、管理者から報告を徴し、又は実地に監査を行い問題点等の把握に努めるとともに、必要な指導等を行うこと。

ウ 土地改良施設において事故等が発生した場合、管理者は速やかに管理関係部署及び関係機関に連絡・調整を行うとともに、必要な措置を講ずること。

なお、消費者安全法（平成21年法律第50号）第12条に定める重大事故等については消費者庁に通知することとされているので、留意願いたい。

(3) 土地改良施設の点検及び整備補修の徹底等

管理関係部署は、管理者に対して次の事項が適正に行われるよう指導するものとする。

ア 土地改良施設の点検及び整備補修

(ア) 法第57条の2第1項（法第96条及び法第96条の4において準用する場合を含む。）

又は法第93条の2第1項の規定により定められた管理規程（以下「法第57条の2第1項等の規定により定められた管理規程」という。）及び各種通知で定められている点検等のほか、梅雨期及び台風期においては、増水した水路等への転落事故が多く発生する傾向にあることから、土地改良施設及びその周辺の巡視・監視を強化し、当該施設の破損、法面の崩壊等が起こらないよう当該施設の安全性について十分点検・確認するとともに、このような状況を発見した場合には、応急的な措置や整備補修等を早急に行うこと。

(イ) 災害復旧事業施行中の箇所については、災害の再発及び復旧作業中の事故等を未然に防止するため、気象情報等に留意しつつ警戒監視を行う等、適切な措置を講じること。

イ 土地改良施設の操作体制の確保

(ア) ダム及び頭首工につき、法第57条の2第1項等の規定により定められた管理規程並びに河川法（昭和39年法律第167号）第47条の規定により定められた操作規程又は同法第90条の規定により許可又は承認の条件として定められた管理規程に基づき適正な管理が行われているかどうか、操作、観測、監視、警報等の方法を含めて点検すること。

(イ) 土地改良施設の操作員、整備員等の配置に当たり、施設規模、操作・運転の状況

等を十分に考慮し、平常時又は緊急時の土地改良施設の安全性を十分に確保すること。

ウ 作業従事者の安全確保

- (ア) 大雨や台風時においては、増水した水路へ転落するおそれがあり危険であることから、気象情報等により大雨等が予想される際は、作業従事者の安全を十分に確保した上で、必要となる施設の点検等をあらかじめ実施しておくこと。また、大雨等が収まった後の点検等を含め、作業従事者の安全を最優先とした上で実施すること。
- (イ) 土地改良施設の操作及び点検・管理に当たっては、作業従事者の安全確保に万全を期すため、平時から次のような対策を行うこと。
 - a 複数の作業従事者による点検・管理作業の実施
 - b 現場状況に応じた作業手順の確認
 - c 作業開始時及び終了時における報告の徹底
 - d 安全装備（安全帯、ライフジャケット、ヘルメット等）の使用

エ 関係機関との連絡体制の整備

休日、夜間等を含めた関係機関との連絡体制を再確認し、その体制を確立するとともに、事故等が発生した場合には、迅速かつ的確な対応を図ること。

2 土地改良施設の安全管理に関する啓発について

管理者は、土地改良施設における事故等を未然に防止するため、当該施設の周辺の住民及び関係機関と緊密な連携をとり、安全対策に関する十分な協議等を行うとともに、啓発の体制整備を図るものとし、あらゆる機会を活用して次のような方法等により、啓発等の安全対策を行うものとする。

(1) 安全対策委員会の設置等

- ア 地域の実情に応じて、自治会、警察、消防、学校等の関係者を構成員とする安全対策委員会の設置等により、安全対策に関する連絡・調整等の実施及び事故の未然防止のための啓発を行うこと。
- イ 必要に応じて、地域住民とともに土地改良施設及びその周辺をパトロールし、危険な箇所の安全性の点検を行うこと。

(2) 地域住民等に対する広報活動等

- ア 地域住民への事故の未然防止に関する広報活動を行うこと。
- イ 学校教育を通じた児童への事故の未然防止のための啓発等を実施すること。

第2 補助事業によって造成された土地改良施設の安全管理について

補助事業によって造成された土地改良施設については、第1の内容を参考として、適切な安全管理が行われるよう、都県に対して周知を図るものとする。